

JAバンク優遇プログラム規定

1 内容

「JAバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、佐伯中央農業協同組合（以下「当組合」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続きを行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1) サービス提供開始日の前月末日時点※における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

※個人ネットバンク、証書貸付（住宅関連資金）、証書貸付（生活関連資金）、農業資金（設備資金）、農業資金（運転資金）、カードローンにつきましては、サービス提供開始日の前々月末時点の取引に応じてお客様の得点を決定いたします。

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計いたしません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として5万円以上の振込を受け取られていること。	20
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金・厚生年金等）として振込を受け取られていること。	20
販売代金（農産物）	判定月に販売代金（米・農産物代金等）として5万円以上の振込を受け取られていること。	10
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します（最大5項目））。	各5
JAカード利用	一定期間内にJAカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払いされていること。	10
共済掛金（口座振替）	一定期間内に共済掛金が当組合の口座から自動支払いされていること（1項目毎に10点ずつ付与します（最大3項目））。	各10
正組合員資格	判定月の月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20
准組合員資格・正組合員家族	判定月の月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	20
キャッシュカード発行	一定期間内（判定月から1年間）にキャッシュカードを発行されたこと（再発行含む）。	10
個人ネットバンク	判定月末時点で個人ネットバンクを契約していること。	10
証書貸付（住宅関連資金）	判定月末時点で住宅・リフォームローンをご利用いただいていること。ただし、判定時点において延滞がある方は対象外となります。	20
証書貸付（生活関連資金）	判定月末時点で生活関連ローン（マイカー、教育、フリーローン等）をご利用いただいていること。ただし、判定時点において延滞がある方は対象外となります。	20
農業資金（設備資金）	判定月末時点で農業資金（設備資金）をご利用いただいていること。ただし、判定時点において延滞がある方は対象外となります。	20
農業資金（運転資金）	判定月末時点で農業資金（運転資金）をご利用いただいていること。ただし、判定時点において延滞がある方は対象外となります。	20
カードローン	判定月末時点でカードローンの契約があること。	10

(4) 手数料等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各ステージに必要な得点合計は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
得点合計	0～29点	30～39点	40点以上

5 優遇項目・内容

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。

(2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM（※）において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。		1回まで	3回まで

個人IB振込 手数料無料 (他行宛)	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、個人IBによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで振込手数料が無料となります。		1回まで	3回まで
--------------------------	---	--	------	------

(※) 対象となるATMはローソン銀行、イーネット、セブン銀行、ゆうちょ銀行となります。

(※) 2021年9月25日から30日のご利用においては、お取引の時間帯によっては、取引時に手数料が発生しますが、同11月初旬にキャッシュバックが行われることにより優遇が行われます。なお、当該期間においては、MICS提携行もキャッシュバックの対象となります。

(参考：MICSとは、全国キャッシュサービスの略称で、提携している他の金融機関のCD・ATMが利用できるオンライン提携サービスのことです。
なお、加盟金融機関は、都銀、地銀、信託、長信銀・商中、第2地銀、信金、信組、労金、JA・信漁連の9業態です。)

6 本支店間の得点引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ本サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。
- (2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、本サービスの内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
 - ④契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和3年10月1日現在